令和8年度
東京湾口航路事務所 事業実施概要

令和8年7月

国土交通省関東地方整備局

東京湾口航路事務所

沿　革

○昭和48年	7月	港湾法一部改正（開発保全航路創設）
○昭和53年	4月	中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の一部を開発保全航路 に指定（黄枠）
○平成12年	12月	第三海堡の撤去に着手
○平成13年	2月	中ノ瀬航路の浚渫に着手
○平成13年	4月	東京湾口航路事務所を設立
○平成16年	4月	中ノ瀬航路北側海域を開発保全航路に追加（緑枠）
○平成19年	8月	第三海堡の撤去完了
○平成19年	10月	第二海堡の護岸整備（耐震化）に着手
○平成20年	4月	事務所、横須賀港新港町へ移転
○平成20年	8月	中ノ瀬航路の浚渫完了
○平成20年	10月	航路調査船「うらなみ」就航
○平成20年	12月	水深維持のため開発保全航路を拡大（赤枠）
○平成23年	3月	東日本大震災発生（M 9.0　震度 7）
○平成26年	1月	待避水域を含めた開発保全航路に拡大「東京湾中央航路」と指定（青枠）
○平成27年	4月	航路調査船「べいさーち」就航
○令和　6年	4月	海洋環境整備事業が千葉港湾事務所から東京湾口事務所へ移管
		清掃兼油回収船「べいくりん」による清掃活動（継続）
○令和　7年	3月	第二海堡の護岸整備完了

○開発保全航路とは
　港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路（その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含む）。

○緊急確保航路とは
　非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要がある区域の航路。

開発保全航路における確保すべき水深

東京湾中央航路（木更津泊地及び中ノ瀬泊地の区域を除く）：水深23m
東京湾中央航路（木更津泊地の区域に限る）：水深20m
東京湾中央航路（中ノ瀬泊地の区域に限る）：水深15m

東京湾中央航路の面積：149km^2

開発保全航路の保全管理

○開発保全航路（東京湾中央航路）の航路管理者として、同航路内の異常を把握するための監視や航路水深の確認などを行い、船舶が安全かつ安心して航路を航行できるよう、保全管理を実施。

● 航路監視（航路調査船によるパトロール）

① 海面の異常の有無（漂流物、油など）
② 海底の異常の有無（沈下物）
③ 海難事故などの発生の有無
④ 航路標識ブイの異常の有無（損傷等）

航路調査船「べいさーち」

航路調査船「うらなみ」

● 航路監視（カメラ・レーダー）

陸上に設置するカメラ、レーダーにより、事務所の監視室にて日々監視を実施。

監視カメラ

監視レーダー

● 航路測量

航路調査船に搭載する測深機（ナローマルチビーム測深機）にて開発保全航路内の水深及び海底異常物を日々確認。

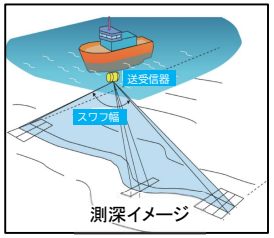

＜測深方法＞
送受信機から扇状に多数のビーム発信して海底の地形をリアルタイムに面的に把握（スワフ測深）。

● 第二海堡の維持管理

開発保全航路内に現存する第二海堡において、首都直下地震など大規模地震によって崩壊する土砂が航路内に流出することが予測されたため、護岸改修を実施。（令和7年3月完了）
現在は維持管理を実施。

護岸整備前の第二海堡（平成19年9月撮影）

護岸整備後の第二海堡（令和7年2月撮影）

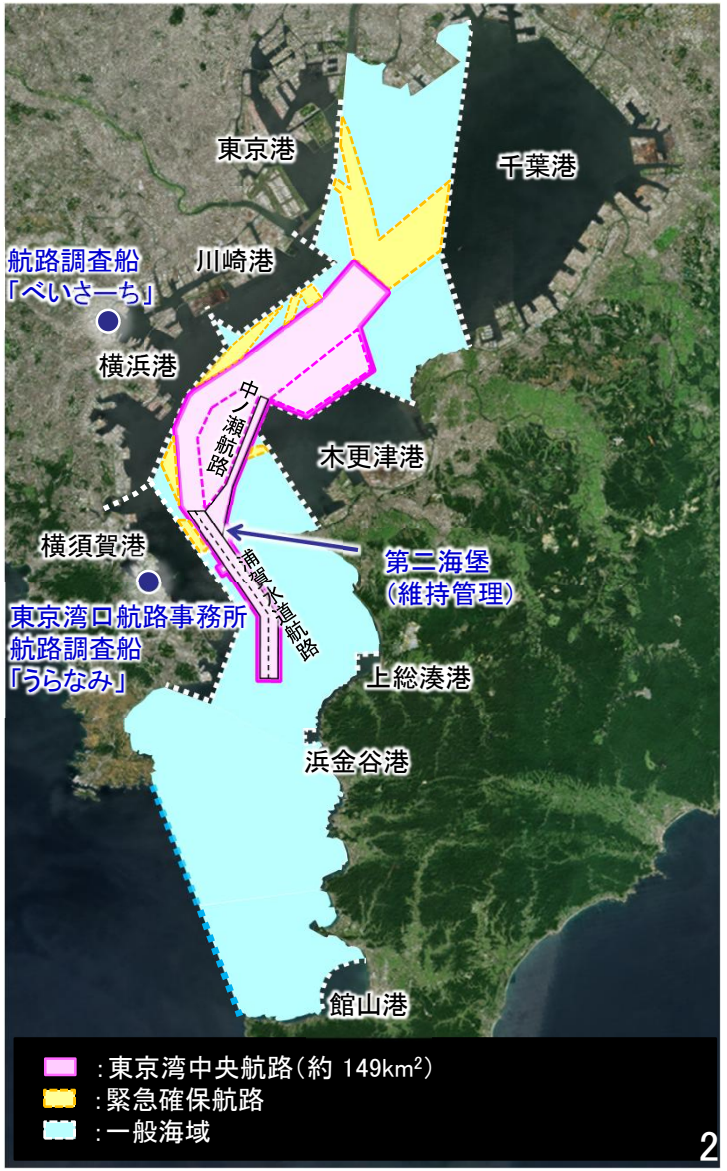

海洋環境整備事業 ～ 清掃兼油回収船「べいくりん」による浮遊ごみ・油回収 ～

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

〇東京湾が閉鎖的な海域であることから、昭和48年から政府が直接「海洋環境整備事業」を取り組み開始。
〇東京湾内の港湾区域以外の一般海域に浮遊しているごみ・油回収を実施 → 海洋環境整備事業の管轄区域は、約850km2
〇令和6年度より、「海洋環境整備事業」を所管していた千葉港湾事務所から引き継いで実施。

● 浮遊ごみ・油の回収 ～ 美しい海の維持・改善 ～

- 清掃兼油回収船「べいくりん」は、海面を浮遊する流木やごみを回収清掃する機能と、浮遊油を回収防除する機能を兼ね備えた船

- 海を汚し船舶航行の安全を脅かすゴミの回収
  - ✓ 特に台風等の通過後は、河川等から流出した流木等が東京湾へ流れ込み漂流。
  - ✓ ごみは海を汚すばかりでなく、海難事故や生態系への影響など、さまざまな問題を引き起こす。

- 海洋生物にも被害を及ぼす、浮遊油の回収作業
  - ✓ 海難事故が有った際、船舶の燃料油や積み荷の油類が流出し、周辺環境に多大な影響を及ぼす。
  - ✓ 海上保安部の要請により、油流出事故が発生した場合に油回収にもあたっている。

● 浮遊ごみの回収 「スキッパー」

- 船体中央部に備えられた、金属製のカゴが「スキッパー」。
- 双胴間にカゴを降ろし、海上の浮遊ごみをすくい取りる。
- ゆっくりと航行しながら金網でごみをすくい、一定量がたまったら「スキッパー」を180度回転させて、デッキに備えられたごみコンテナに積み込む。

● 浮遊油の回収 「油回収装置」

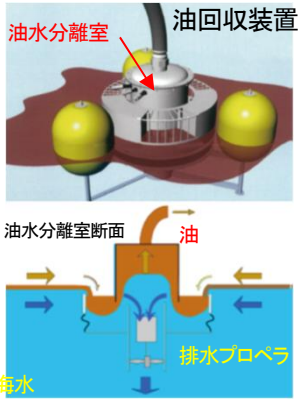

- 油を回収する時はこの装置を水面上に降ろし、油分濃縮型と呼ばれる「油回収装置」で油水を吸引する。
- 油回収装置内の油水分離室で「油」と「海水」を分離する。
- 海水は、排水プロペラから水中に戻され、油は吸引ポンプで吸引され、船内に回収する。

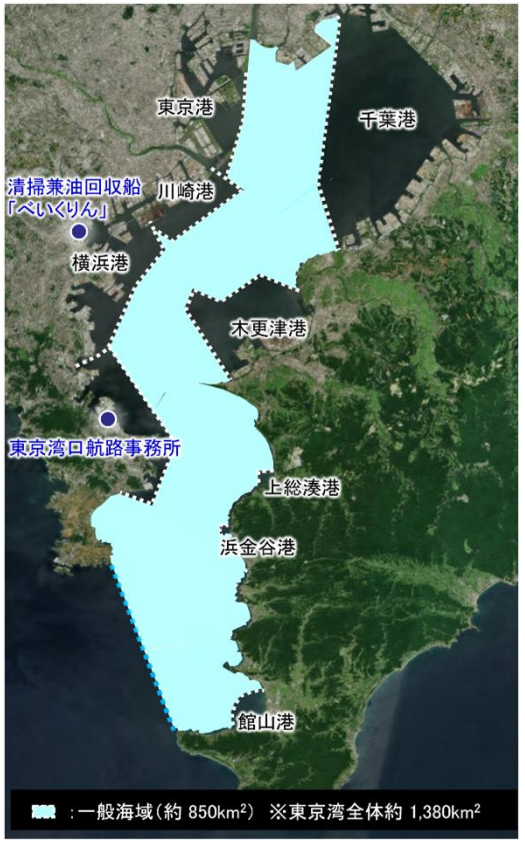

海洋環境整備事業 ～ 東京湾のモニタリング調査（環境調査） ～

〇東京湾内4ヶ所に「モニタリングポスト」を設置し、水質等の連続観測を実施するとともに、3ヶ所で水温の連続観測を実施。
〇水質調査（採水調査含む）は、東京湾内6ヶ所にて3ヶ月に1回実施。

● モニタリングポスト ～ 環境データの連続観測 ～

- モニタリングポストにおける観測項目 ［平成22年度開始～］
  - ✓ 水質（水温、塩分濃度、pH、溶存酸素（DO）、ｸﾛﾛﾌｨﾙ、濁度）、気象（風向、風速、気温）、流況（流向、流速）の連続観測を実施。
  - ✓ 速報値は、当局が運営する東京湾環境情報センターのWEBサイトで公開。

観測点	①検見川沖	②千葉港口 第一号灯標	③川崎人工島	④浦安沖
項目	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル（1m間隔：自動昇降式） 流向、流速（1m間隔：ADCP） 風向、風速、気温	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル（固定層） 流向、流速（1m間隔：ADCP） 風向、風速、気温	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル（1m間隔：自動昇降式） 流向、流速（1m間隔：ADCP） 風向、風速、気温	水温、塩分、DO、濁度、クロロフィル（1m間隔：自動昇降式） 流向、流速（1m間隔：ADCP） 風向、風速、気温
観測機器設置状況	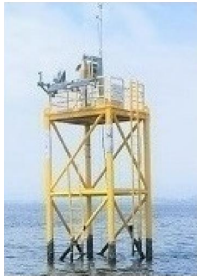			

● 水質調査 ～ 採水調査と合わせた観測 ～

- 水質調査における観測項目 ［昭和52年度開始～］
  - ✓ 平成15年度より、調査項目を7項目から12項目に、調査地点も5地点から6地点へ増やした。
  - ✓ 機器測定（8項目）：水温、水色、透明度、濁度、塩分濃度、溶存酸素（DO）、ｸﾛﾛﾌｨﾙ、pH
  - ✓ 試料採水（4項目）：化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、全窒素、全リン

水質調査一覧表

調査項目	特徴	調査方法	調査頻度
水温	海洋構造(躍層の形成など)の把握	自動測定装置	3ヶ月に1回 ＊印の調査項目は、平成15年度から追加した項目
水色*	赤潮や青潮の発生を確認するための指標	目視	
透明度	水のきれいさの指標		
浮遊物質量(SS)	生物が生息するための目安	採水・分析	
濁度	濁りの程度を表す指標	自動測定装置	
溶存酸素量(DO)	赤潮など異常現象の把握の目安		
化学的酸素要求量(COD)	有機物汚濁を確認する指標	採水・分析	
全窒素(T-N)*	富栄養化の指標		
全りん(T-P)*			
クロロフィルa*	植物プランクトンなど藻類の存在量の指標	自動測定装置	
塩分	海洋構造(躍層の形成など)の把握		
水素イオン濃度(pH)*	赤潮など異常現象の推察に活用		

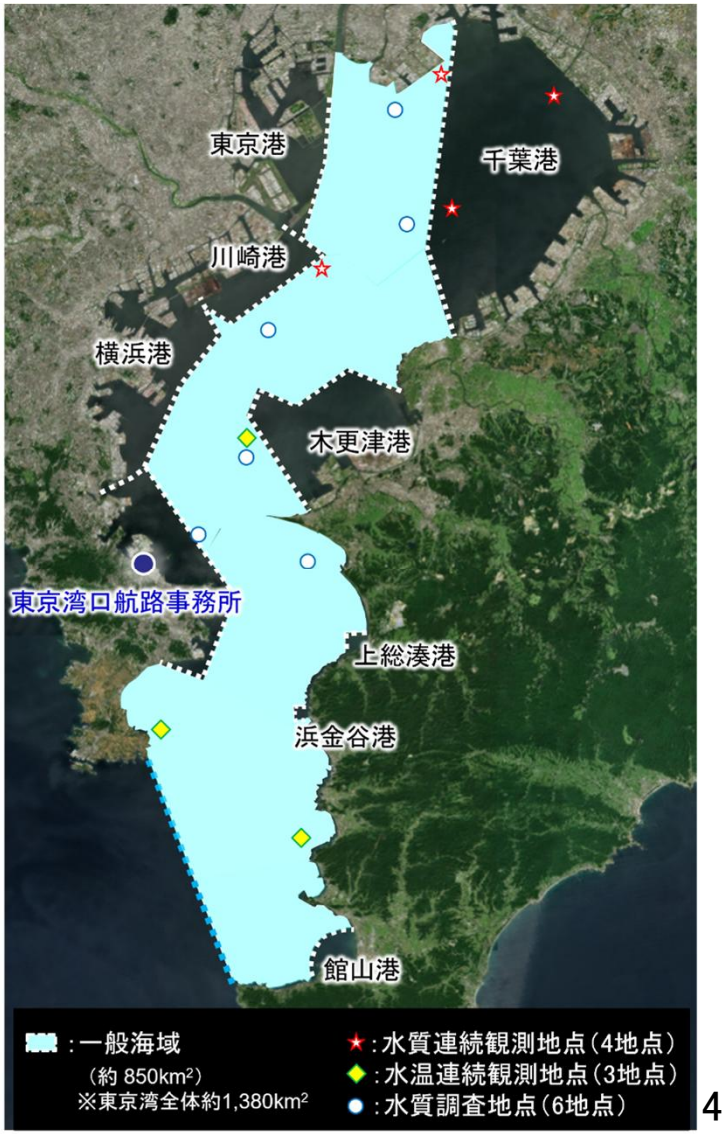

令和8年度　主な工事・調査事業計画

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

形態		事業区分	地区	工事・業務件名	令和8年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	概要他
請負	工事	海洋環境整備	東京湾湾奥部	（予定）東京湾観測機器取付架台撤去工事						■	■	■					概　要：水質連続観測機器（川崎人工島）の取付架台の老朽化に伴う撤去 新しい取付架台の設置は令和9年度を予定 工　期：R8.9上旬 ～ R8.11下旬
請負	調査	開発保全航路	東京湾中央航路	（予定）東京湾中央航路深浅測量					■	■	■	■	■	■	■		概　要：当事務所所属の航路調査船「べいさーち」による中ノ瀬航路の管理測量 工　期：R8.8上旬 ～ R9.2下旬（継続実施）
請負	調査	海洋環境整備	東京湾湾奥部	東京湾湾奥部多項目水質連続観測調査他業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	概　要：水質連続観測機器保守点検（検見川沖、川崎人工島、千葉港口第一号灯、浦安沖） 水質調査（湾奥部4地点） 工　期：R8.4.1 ～ R9.3.31（継続実施）
請負	調査	海洋環境整備	東京湾湾口部	東京湾湾口部水温連続観測調査他業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	概　要：水温連続観測機器保守点検（中ノ瀬航路第四号灯標、金田湾、富浦湾） 水質調査（湾口部3地点） 工　期：R8.4.1 ～ R9.3.31（継続実施）
直営	環境	海洋環境整備	東京湾内（一般海域）	東京湾の水質分析 （海水採取のみ、分析は請負）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	概　要：海水の水質分析のための当局油回収兼清掃船等による海水採取(6地点、1回／3カ月） 工　期：R8.4.1 ～ R9.3.31（継続実施）
直営	環境	海洋環境整備	東京湾内（一般海域）	東京湾の浮遊ゴミや油を回収	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	概　要：当事務所所属の清掃兼油回収船「べいくりん」による東京湾（一般海域）の 海上浮遊ゴミや油を回収 工　期：R8.4.1 ～ R9.3.31（継続実施）
直営	調査	開発保全航路	東京湾中央航路	東京湾の海水中の放射能分析 （海水採取のみ、分析は請負）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	概　要：海水中の放射能測定のための当局航路調査船による海水採取(1地点、1回／1カ月） 工　期：R8.4.1 ～ R9.3.31（継続実施）

※注）件名、工期、現場施工期間等は変更となる場合があります。